

開発審査会の議事録の取り扱いについて

○会議の公開における情報提供について

大阪市では、「審議会等の設置及び運営に関する指針」の一部改正(令和2年6月8日)に伴い、広く市民等に情報を提供する審議会等の答申、提言、報告等の範囲について、大阪市情報公開条例等との整合性の観点から明確化するため、情報提供の方法として、所定の場所での閲覧に加え、大阪市ホームページへの掲載を必須事項とすることとしている。

これにより、審議会等で公開を行った会議については、当該会議の開催後遅滞なく、個々の発言内容の要旨及び発言者氏名が記録された会議録を作成し、会議資料とともにこれを大阪市ホームページ（以下、「HP」という。）に掲載し、かつ所定の場所において市民等の閲覧に供するものとしている。

○会議録の記載内容について

大阪市では、「説明責任を果たすための公文書作成指針（平成27年4月総務局）」において、「意思形成過程においても確実に文書を作成し、決裁手続きを経て意思決定がされた文書（決裁文書）と同様に、公文書として適正に保存管理しなければならない。」と定めている。同指針に示された会議要旨のモデル文書の記載項目は次の①から⑥のとおりであり、会議の内容、公表の必要性に応じて、ア）からエ）の項目についても記録することとしている。

【基本項目】

- ① 日時、②場所、③出席者、④議題、⑤主な発言内容・議事結果（説明項目、意見等の概要、今後の対応などの議事要旨）、⑥会議資料名

【必要に応じて】

- ア）問い合わせ先、イ）次回開催予定、ウ）トピックス（決定事項のうち特記すべきものがある場合）、エ）発言内容、発言者氏名の記録された詳細な会議録

会議録は、上記の会議要旨に記載する各項目に加え、発言については、主なものにとどまらず、個々の発言内容の要旨レベル及びその発言者まで詳細に記載したものとしている。

上記をふまえて、第51回以降の大阪市開発審査会における議事録の取り扱いについては、次のとおりとする。

（1）審査請求に関する審議（非公開会議）について

- ・会議要旨として①日時、②場所、③出席者、④議題、⑤意思形成過程における主な意見を記したものを作成し、HPに掲載し、かつ、所定の場所において市民等の閲覧に供する。
- ・意見等を記録した議事録（審査請求にかかる内容（審議）であるため発言者氏名は記載しない）を作成し、議事録確認者にて署名する。

<HP掲載イメージ(会議要旨)>

1. 日 時 令和●年●月●日 ●曜日 午前●時から午前●時
2. 場 所 ●●●●
3. 出 席 者 ●●委員、△△委員、……
4. 議 題 (1)令和●年●月●日付け審査請求について
5. 議事要旨 (1)の事案に関する審査が行われた。会議資料は非公開

(2) 口頭審理等（公開会議）について

- ・発言者氏名を記載した議事録を作成し、議事録確認者にて署名する。
- ・作成した議事録を会議録として、HPに掲載し、かつ、所定の場所において市民等の閲覧に供する。

○説明責任を果たすための公文書作成指針（最近改正 平成27年4月総務局）

1 公文書の作成・取得・保存管理についての考え方

(2) 作成、保存管理にあたり特に徹底すべき視点

市民に対する説明責任を果たすためには、特に次のア～ウについて徹底しなければならない。

ア 意思形成過程文書を確実に作成すること

決裁による意思決定を行うまでの過程においては、意思決定の方向性が決められるなど意思形成に大きく影響を与える会議、市長・副市長に対する重要な報告等が行われている場合がある。公文書管理条例においても意思決定の過程に関する事項に係る公文書の作成について規定されているところであり、これらの意思形成過程においても確実に文書を作成し、決裁手続を経て意思決定がされた文書（決裁文書）と同様に、公文書として適正に保存管理しなければならない。

イ、ウ 省略

2 作成、保存管理を特に徹底すべき公文書の具体例

① 対象となる会議等

課長級以上の職員を主たる構成員とする会議等で、次に掲げるもの

■市としての意思決定に關係する会議等

■複数の所属にまたがって開催される会議等

■市外部の者が参画する次の会議等

- ・市民、関係地域団体又は関係行政機関に属する者その他当該会議等において取り扱われる案件に關係を有する者と協議を行う会議等（本市が主催又は共催するものに限る。）
- ・有識者等から専門的意見を聴取することを目的とする会議等

(3) 作成すべき公文書

① 会議録と会議要旨

■会議要旨とは

開催日時、開催場所、出席者、議題、主な発言内容、議事結果を記載したものをいう。

■会議録とは

会議要旨に記載する各項目に加え、発言については、主なものにとどまらず、個々の発言内容の要旨レベル及びその発言者まで詳細に記載したものをいう。